

★県の格付け(土木・建築・電気・管・ほ装)の有資格者数の判断基準日は、12/1時点です。毎月の給与計算時に①建退共証紙購入と②証紙受払簿・手帳受払簿への記入をお忘れなく。



「まあ結果として主に協会員向けの広報だったと言われても仕方ない…」と建設業協会の担当者は話します。来年から経審の評価項目に39才までの若年労働者(若労)の雇用が入りますが、歩調を合わせるかのように新たな補助金が登場していたのです。「地域づくり事業」といい国から支援を受けた県が基金を使って建設業協会に委託した事業で①新規雇用の若労の育成②既

39才以下の若年労働者助成金「地域づくり」に役立つか

応募期間は9/1~9/12で①は枠50社満杯で締切り(協

会員45社・会員外5社)②は枠100人に対し応募者半分で追加募集…との事です。10月の県の説明会で知った業者が殆どでこれで「日本再興」(厚労省HP)に繋がるのでしょうか…??



「60才からの在職者齢年金を受給しているが給与(役員報酬)月額との調整で本来の厚生年金5万6千円が1万8千円に…なんとかならんのやろか?」との相談をA氏から受けました。1年間の賞与の1/12と届出給与(標準報酬月額)の計と年金の月額との合計が28万円を超えると年金の一定額が支給停止になります。A氏の場合、賞与は取らず役員報酬の30万円だけでしたから、22万8千円に給与を下げれば年金は満額受給で

給与30万(初)⇒22万で年金UP! 実質年75万円の増

の手取額は26万9千円、給与↓後は手取額24万9千円と2万円しか差はありません。本来の年金額への3万8千円↑に社保料の2万3千円↓(事業主負担分含む)と所得税の2千円↓を合わせると実質6万3千円の↑に!年間では75万6千円の↑です。当事務所ではこのシミュレーションを無料でさせて頂きます。是非ご活用下さい!



当事務所では毎週金曜日の朝9時~10時に、ミーティングを行います。ご協力をお願いします。当事務所のFAX(0977-24-1806)は、日曜・祝日を除く朝6時半~夜8時受信可能です。